

# 〔別紙1〕 鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出（自動車学校入校の30日前まで。最終は2月末日まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

## 4. 事業完了

※この補助金（交付金）においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

## 5. 実績報告書提出（補助事業完了後30日以内※） ※ただし、遅くとも翌年度の4月30日まで

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

必要に応じて概算払をしますので下記問合せ先に御相談ください。

資料提出・問い合わせ先 子育て・人財局家庭支援課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857-26-7149 kateishien@pref.tottori.lg.jp